

主要地方道	南 小 国 波 野 線	阿蘇郡産山村大字山鹿字北向山	731 番 5 地先から 725 番 地先まで	120.0	単 道 改
		同 所 同 字			

2 供用開始する期日 平成14年10月28日

熊本県告示第818号

第9次鳥獣保護事業計画（平成14年3月29日熊本県告示第305号）の一部を変更したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ2第4項の規定により告示し、変更後の同計画内容について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第819号

昭和42年10月31日熊本県告示第849号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改める。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

川口鳥獣保護区の項の2、3及び4を次のように改める。

2 区域 球磨郡水上村、五木村（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 2,953 ヘクタール

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

熊本県告示第820号

昭和44年10月22日熊本県告示第809号の3（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改める。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

江津鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

熊本県告示第821号

昭和47年10月31日熊本県告示第860号の2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改める。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

戸馳鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

大師鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

大畑鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

熊本県告示第822号

昭和57年10月20日熊本県告示第1080号の2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改める。

平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

矢護山鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

南宮原鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

間谷山鳥獣保護区の項を削る。

譲葉鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

清願寺ダム鳥獣保護区の項の4を次のように改める。

4 存続期間 平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

富岡鳥獣保護区の項の4を次のように改める。